

参事兼観光経済課長 おわびと訂正でございます。議案第3号松田町寄ふれあい農林体験施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてなんですけれども、参考資料におきまして一部ちょっと誤りがございましたので、ここで修正させていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

議 長 ただいま、観光経済課長より議案第3号の参考資料の訂正について発言がございました。今、観光経済課長の訂正箇所について、訂正をしたですね、参考資料について配付したいと思いますが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。

2 番 田 代 どこを訂正されたのか、それを簡単にちょっとお願いします。

議 長 その前にですね、その訂正した文書を配付していかどうかということですので、よろしいでしょうか。先に配付してからですね、その箇所についての説明を観光経済課長からお願いをしたいと思えます。それでは、事務局、配付してください。

(資料配付)

いいですか。それでは、今、配付いたしました議案第3号の参考資料について、配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。それでは、観光経済課長、修正箇所についての説明をお願いいたします。

参事兼観光経済課長 2ページをごらんいただけますでしょうか。上段で、改正したものについては、ただし、一番上段でございます。「ただし、第3条第1項の規定により体験施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者の収入として収受させることができるものとする。」これにつきましては、現行条例ではございませんでした。現行条例では今、横に何本か線が引いてありますけれども、ここに同じ条文を、前は書いたものを配付してしまいましたんですけれども、現行条例は「ただし」以降を加えると。現行条例にないものを新条例、ここで提案したものに新たに加えるということでございます。申しわけございませんでした。

議 長 今、観光経済課長からの参考資料の訂正についての説明がございました。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。それでは、参考資料の訂正については以上とさせていただきます。